

○岡山市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書に規定する許可について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 許可 市長が、法第10条第1項ただし書の規定により排水設備の設置義務を免除し、公共下水道（法第2条第6号に規定する終末処理場を設置しているものに限る。以下同じ。）以外へ下水を排出することを許可することをいう。
- (2) 免除下水 前号の規定による許可を受け、公共下水道以外に排出させる下水をいう。
- (3) 排出施設 免除下水を公共下水道以外に排出させるために必要な設備等をいう。
- (4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (5) 特定事業場 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

(許可の対象)

第3条 許可の対象は、特定事業場からの下水のほか市長が特にやむを得ないと認めた下水とする。ただし、水洗便所からの排水及び雑排水を除く。

(許可の申請)

第4条 許可を受けようとする者は、許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 排出施設所在地の平面図
- (2) 排出施設に係る図面
- (3) 排水設備に係る図面
- (4) 免除下水として許可を受け排出しようとする下水（以下「申請下水」という。）の水質試験成績書

(5) その他市長が必要と認めた書類

(許可の要件)

第5条 市長は、前条の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可をすることができる。

(1) 申請下水の水質が、法第8条の規定により当該処理区域の終末処理場からの放流水に適用される基準、並びに水質汚濁防止法第3条第1項及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年岡山県条例第65号）による基準のいずれにも適合するものであること。

(2) 特定事業場にあつては、申請下水の一日当たりの平均的な排出量が50立方メートル以上であること。

(3) 申請下水の排出量が、量水計の設置等により明確に測定できること。

(4) 申請下水の排出施設とその他の下水の排水設備が完全に分離され、かつ排水系統が容易に確認できるものであること。

(5) 申請下水の排出先が適切で、環境保全上その他の支障がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、許可をすることができる。

(許可の期間)

第6条 許可の期間は、許可をした日から3年を超えない期間とする。

(継続許可の申請)

第7条 許可を受けた者が、当該許可と同一の内容により引き続き許可を受けようとするときは、許可期間満了の日前30日までに継続許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第4条第4号及び第5号に掲げる書類を添付しなければならない。

(変更許可の申請)

第8条 許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日前30日までに変更許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1) 免除下水の種類

(2) 免除下水の排出先

(3) 免除下水の排出水量

2 前項の申請書には、第4条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類を添付しなければならない。

(通知)

第9条 市長は、第4条の許可又は第7条の許可の継続若しくは前条の許可に関する事項の変更の申請について許可又は不許可を決定したときは、許可・不許可通知書(様式第4号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(氏名等の変更の届出)

第10条 許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から30日以内に氏名変更等届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(排出施設の休止又は廃止の届出)

第11条 許可を受けた者は、許可の期間内に排出施設の使用を休止し、又は廃止したときは、休止し、又は廃止した日から30日以内に排出施設使用(休止・廃止)届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者が再び当該排出施設を使用するときは、第4条の規定に基づく申請をしなければならない。

(承継)

第12条 許可を受けた者から当該許可に係る工場若しくは事業場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 許可を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に承継届出書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(水質試験の実施等)

第13条 市長は、次の各号に定めるところにより、許可を受けた者に当該免除下水の水質を試験させ、記録させるものとする。

(1) 水質の試験は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基

準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法とする。

(2) 前号の試験の項目は、法第8条の規定により当該処理区域の終末処理場からの放流水に適用される基準によるものとする。ただし、必要でないと認めるものについては、省くことができる。

(3) 第1号の試験は、3か月ごとに1回以上実施させるものとする。ただし、必要に応じて、その回数を増減させることができる。

(4) 第1号の試験に供する試料の採取場所は、免除下水の排出口とする。

(5) 前各号の試験結果は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）別記様式第13に準じた水質測定記録表により記録させ、その記録を5年間保存させるものとする。

2 第4条第4号に規定する水質の試験は、前項第1号及び第2号によることとする。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（平成23年市告示第560号）

この告示は、平成23年7月6日から施行する。

附 則（平成25年市告示第1171号）

この要綱は、平成25年12月10日から廃止する。

附 則（平成25年岡下営654号）

この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

附 則（平成26年岡下営760号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年岡下営585号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年岡下営594号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

許可申請書

年 月 日

岡山市長

申請者

住所

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)

電話番号 () —

下水道法第10条第1項ただし書の規定により、排水設備設置義務免除の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称		※備考
工場又は事業場の所在地		
排出施設着工予定日	年 月 日	
排出施設完工予定日	年 月 日	
免除下水の種類		
免除下水の排出先		
免除下水の排出水量	m ³ /日	

- 添付書類
- 1 排出施設所在地の平面図
 - 2 排出施設に係る図面
 - 3 排水設備に係る図面
 - 4 水質試験成績書

様式第2号(第7条関係)

継続許可申請書

年 月 日

岡山市長

申請者
住所
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)
電話番号 () —

年 月 日付け 第 号により許可を受けた排水設備設置義務の免除について、その許可を継続したいので、岡山市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱(平成23年市告示第560号)第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称		※備考
工場又は事業場の所在地		
排出施設着工予定日	年 月 日	
排出施設完工予定日	年 月 日	
免除下水の排出水量	m ³ /日	

添付書類 水質試験成績書

様式第3号(第8条関係)

変更許可申請書

年 月 日

岡山市長

申請者

住所

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)

電話番号 () —

年 月 日付け 第 号により許可を受けた排水設備設置義務の免除について、その関係事項を変更したいので、岡山市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱(平成23年市告示第560号)第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更の内容	変更前		※備考
	変更後		
変更年月日		年 月 日	
変更の理由			

様式第4号(第9条関係)

許可・不許可通知書

第 号
年 月 日

様

岡山市長

年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり決定したので、岡山市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱第9条の規定により通知します。

許可	排出施設の所在地	
	免除下水の種類	
	排出先	
	許可期間	年 月 日まで
	免除下水の量	m ³ /日
	条件	裏面許可条件のとおり
不許可	理由	

- 〈教示〉
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岡山市長に審査請求をすることができます。
 - この処分については、上記1の審査請求のほか、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表とする者は岡山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(裏面)

許可条件

水質	
排出施設	
水質試験	
その他	偽りその他不正な手段により許可を受けたとき、許可に付した条件に違反したとき、又は虚偽の報告をしたときは、許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその他必要な措置を命ずることがあります。

様式第5号(第10条関係)

氏名変更等届出書

年 月 日

岡山市長

申請者

住所

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)

電話番号 () —

年 月 日付け 第 号により許可を受けた排水設備設置義務の免除に関する事項について、次のとおり変更したので、岡山市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱(平成23年市告示第560号)第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	年 月 日	※備考
	変更後		
変更年月日		年 月 日	
変更の理由			

様式第6号(第11条関係)

排出施設使用(休止・廃止)届出書

年 月 日

岡山市長

申請者

住所

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)

電話番号 () —

年 月 日付け 第 号により許可を受けた排水設備設置義務の免除に係る排出施設を次のとおり(休止・廃止)したので、岡山市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱(平成23年市告示第560号)第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※備考
工場又は事業場の所在地			
休 止	休止の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
	理由		
廃 止	廃止年月日	年 月 日	
	理由		

様式第7号(第12条関係)

承継届出書

年 月 日

岡山市長

申請者
住所
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印)
電話番号 () —

年 月 日付け 第 号による排水設備設置義務免除の許可を受けた者の地位を承継したので、岡山市下水道法第10条第1項ただし書に規定する許可に関する事務取扱要綱(平成23年市告示第560号)第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※備考	
工場又は事業場の所在地			
承継の年月日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住所		
承継の原因			

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 1 0 条関係)

様式第 6 号 (第 1 1 条関係)

様式第 7 号 (第 1 2 条関係)